

大槌町移住定住促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町への定住の促進を図るため、大槌町移住定住促進補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については大槌町補助金交付規則(昭和38年大槌町規則第12号)、大槌町補助金交付規程(平成25年大槌町訓令第7号)に定めるものの他、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新築住宅

工事請負契約により建築された住宅又は土地付きで販売される建売住宅で、いまだ居住の用に供されたことのないもの。

(2) 検査済証

建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項及び第7条の2第5項に規定する検査済証をいう。

(3) 基準日

工事請負契約締結日又は売買契約締結日をいう。

(4) 区画整理地

町方地区、安渡地区、赤浜地区及び吉里吉里地区の震災復興土地区画整理事業の区域地をいう。

(5) 防集団地

町が防災集団移転促進事業において造成した団地をいう。

(6) 子育て世帯

妊婦又は基準日において18歳未満の子を有する世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

2 移住者

(1) 定住する目的で新築住宅を取得した者。

(2) 住民登録をして3年未満の者。ただし、登録日から過去2年間、大槌町の住民基本台帳に記録がないこと。

(3) 申請者が基準日において45歳以下であること。

(4) 居住の日から10年以上継続して住宅に居住すること。

(5) 町民税等の納付すべき金銭を滞納していないこと。

3 定住者

(1) 定住する目的で新築住宅を取得した者。

(2) 前項第2号に該当しない者。

(3) 申請者が基準日において45歳以下であること。

(4) 居住の日から10年以上継続して住宅に居住すること。

(5) 町民税等の納付すべき金銭を滞納していないこと。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表第1に定めるところによる。

2 補助金の交付の回数は、同一の世帯につき1回限りとする。

3 新築住宅建設補助は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 移住者又は定住者が定住する目的で新規住宅を取得し、契約者が基準日において45歳以下であること。契約者が複数人の場合は、いずれかが45歳以下であること。

(2) 所有権保存登記を行い、土地及び住宅の世帯持分合計が2分の1以上であること。ただし、他の一方の者が当該補助金の交付の申請をしている場合は、対象外とする。

(3) 併用住宅、マンション等の共同住宅は、居住用に供する専有部分を対象とする。

(4) 工事請負契約・売買契約締結日が令和4年4月1日以降であること。

(5) 当該要綱第4条に定める補助金を過去に受けていないこと。

(事前申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事前申請書(様式第1号)にてあらかじめ町長に申し込まなければならない。

2 町長は、事前申請があったときは、その内容を審査し、事前申込審査通知書(様式第2号)により申

請者に通知するものとする。

(補助金交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、事業が完了し補助金の交付を受けようとする場合、交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に別表第2に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請及び実績報告は、次に掲げる時期から1年が経過する日までに提出するものとする。

新築住宅建設 検査済証に記載される検査年月日

(交付決定及び額の確定)

第7条 町長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行うことができる。

2 町長は、前項の審査及び調査の結果、交付決定兼額確定通知書(様式第5号)又は交付不決定通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金請求)

第8条 前条の規定による交付決定兼額確定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、決定通知のあった日から1ヶ月以内に請求書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し等)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他の不正行為があったとき。

(2) 新築した住宅を10年以内に貸与又は売却、譲渡したとき。

(3) 第3条各号の規定に該当しなくなったとき。

(4) 第8条の規定による請求が期日内に行われないうとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないと認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、大槌町移住定住促進補助金交付決定取消等通知書(様式第8号)により、交付決定者に通知するものとし、その返還額は、別表第3の左欄に掲げる補助金の交付を受けた日から経過した期間に応じ、同表右欄に掲げる額とする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した時は、大槌町移住定住促進補助金返還命令書(様式9号)により、期限を定めて、当該取り消し額の返還を命ずるものとし、前条の通知と同時に行うものとする。

2 前条の規定により補助金の返還の請求を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に当該補助金を返還しなければならない。

3 町長は、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、第1項の返還金の全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほかに必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月9日から施行し、令和4年4月1日に遡及して適用する。

別表第1（第4条関係）

種類	補助率	補助対象経費	補助基準額
新築住宅建設	定額	住宅の取得に要した経費	下記別表第1-1に記載する額

別表第1-1 新築住宅建設（注1）

金額算定項目	移住者	定住者
基礎額	500,000円	250,000円
町内事業者（加算）	250,000円	250,000円
区画整理・防集団地 町有地（加算）	500,000円	250,000円
子育て世帯（加算）	250,000円	250,000円
土地取得（加算）	500,000円	250,000円
最大額	2,000,000円	1,250,000円

注1 住宅の取得に要した経費又は補助基準額のいずれか低い額を補助金額とする。

別表第2（第6条関係）

種類	添付すべき書類	
新築住宅建設	1	誓約書（様式第4号）
	2	住宅に居住する者全員の続柄及び本町への転入前の居住地が分かる住民票
	3	工事請負契約書及び補助対象経費の内訳が分かる書類
	4	土地の購入・賃貸等が分かる書類 ※土地加算の対象者のみ
	5	母子手帳の出産予定日と母親の氏名が確認できる部分の写し ※妊婦を有する世帯のみ

別表第3（第9条関係）

補助金交付後の経過期間	返還すべき補助金の額
1年未満	補助金の額の100%
1年以上2年未満	補助金の額の90%
2年以上3年未満	補助金の額の80%
3年以上4年未満	補助金の額の70%
4年以上5年未満	補助金の額の60%
5年以上6年未満	補助金の額の50%
6年以上7年未満	補助金の額の40%
7年以上8年未満	補助金の額の30%
8年以上9年未満	補助金の額の20%
9年以上10年未満	補助金の額の10%

注 返還すべき補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。